KGK NEWS

(株)科学技術開発センター
TEL026-263-2010
FAX026-263-2012
社外報編集委員会

2015年 春号

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布されました

平成27年5月25日より施行

今回の省令改正は、水質汚濁防止法における1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成27年5月24日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

1,4-ジオキサンに関する暫定排水基準の見直し

業種	現行基準値	新基準値
感光性樹脂製造業	200 mg/ℓ以下	0.5 mg/ℓ以下
ｴﾁﾚﾝｵｷｻｲﾄﾞ製造業	10 mg/ℓ以下	6 mg/ℓ以下　（適用期間：施行日から3年間）
ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ製造業	10 mg/ℓ以下	6 mg/ℓ以下　（適用期間：施行日から3年間）
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾃﾚﾌﾀﾚｰﾄ製造業	0.5 mg/ℓ以下　（H26.5 一般排水基準へ移行済み）	
下水道業※	25 mg/ℓ以下	0.5 mg/ℓ以下

※感光性樹脂製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。

現在暫定排水基準が設定されている４業種のうち、２業種（感光性樹脂製造業・下水道業）については暫定排水基準から一般排水基準へ移行し、残る２業種については暫定排水基準を強化し、適用期限を３年間延長します。（ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾃﾚﾌﾀﾚｰﾄ製造業は暫定排水基準から一般排水基準へ移行済み。）

水質基準に関する省令の一部が改正されました

平成27年4月1日より施行

この度、「水質基準に関する省令」の一部が改正され、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水質基準値が変更となり、現行基準値より厳しい基準値となりましたので、ご注意ください。

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下

これは**食品安全委員会**※1から厚生労働大臣へ**「食品健康影響評価」**※2の結果が通知され、食品健康影響評価内容から評価値を算出したところ、現在の水質基準を強化する必要があると考えられた為です。ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は、水道原水を処理する過程において、水道原水中の天然有機物質やその類似物質に消毒剤（塩素）が反応して生成される消毒副生成物質の一種です。消毒副生成物は、**金属(配管等)の腐食や発がん・神経系の障害**の危険性がある事が知られています。消毒副生成物濃度が上昇する原因としては、塩素の消毒剤や原水に含まれる有機物濃度の影響や季節性（気温上昇等）などがあります。
尚、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）において6月～9月に実施される飲料水１２項目検査にも含まれておりますので、ご留意ください。

※１　**食品安全委員会**
食に対する関心が高まる昨今、平成15年7月1日に内閣府に設置された機関。食品安全基本法における食品安全行政を展開していくことを目的とし、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う。

※２　**食品健康影響評価**
食品に含まれる可能性のある添加物、農薬や微生物などの危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価したもの。危害要因を摂取した場合、どの程度の量で、どの位の確率でどのくらい深刻に健康への悪影響をもたらすかを科学的に評価したもの。

大気汚染防止法の一部が改正されました

平成 26 年 6 月 1 日より施行

昨年の６月１日より、大気汚染防止法の一部が改正され、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には事前に都道府県等に届出を行うなどの石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）が強化されました。建築物の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散防止を図る規制はすでに定められていますが、石綿が飛散する事例や、石綿使用の有無の事前調査が不十分な事例が確認されております。また、工事の発注者が石綿飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求めることにより、工事施工者が十分な対応を取り難いことも問題となっています。石綿使用の可能性がある建築物の解体工事は今後も全国的に増加すると推計されており、石綿飛散防止対策の強化を図るため、今回の大気汚染防止法の改正が行われました。主な詳細は下記の通りです。

★特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業）の実施の届出義務者が、工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更になります。
　※労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出義務者は変更になりません。
★解体等工事の受注者及び自主施工者に石綿使用の有無の事前調査の実施と、発注者への調査結果等の説明が義務付けられました。　ただし、平成 18 年 9 月 1 日以降に設置工事に着手した建築物等の解体等工事を除く。
★工事等の受注者に対して、解体等工事の場所への調査結果等の掲示が義務付けられました。
★都道府県知事等による報告徴収及び立入り検査の対象が拡大され、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者も対象となりました。
★作業基準が見直されました。（前室の負圧措置、隔離を行った作業場で使用する集じん機・排気装置の排出口における粉じん測定による装置の正常稼働の確認義務や確認事項の記録義務等）

※改正後の届出書、作業基準等については、長野県のホームページで確認ができます。

危険物地下タンク貯蔵所マンホール内塗装工事のご紹介

危険物地下タンク貯蔵所を設置している皆さまはマンホール内部を定期的に確認していますか？
長年使用されている施設では、マンホールパッキンの劣化等により雨水などが流入し、水が溜まっている施設を数多くお見受けします。水が溜まりますと、マンホール内の錆びによる腐食が進み、マンホール内で接続されている配管部に漏洩が生じたケースもあります。
弊社では、このような事態を未然に防ぐ為に定期漏洩検査と共に、マンホール内塗装工事をお勧めしております。もし漏洩が起きた場合は、修復工事費（配管工事費、仮設タンク設置工事費など）が掛かることはもちろん、場合によっては施設を停止しなければなりません。それに比べ塗装工事は安価で、施設を停止することなく工事を実施する事が可能です。
弊社塗装技能士が施設ごとの状況を的確に判断し、お客様のニーズに合わせた塗装工事をご提案させていただきますので、お気軽にお問合せください。

危険物地下タンク貯蔵所マンホール内塗装工事　施工例

①作業前

②ケレン作業

③脱脂及び埃除去作業

④シール補修作業

⑤中塗り作業

⑥中塗り塗装完了

⑦上塗り作業

⑧上塗り塗装完了